

GIGAスクール構想（R1-2）

2019/12/24 (<https://www.con3.com/rinlab/?p=3920>) 林 向達 (<https://www.con3.com/rinlab/?author=1>) 文献・資料 (<https://www.con3.com/rinlab/?cat=2>)

先の「令和元年度一般会計補正予算」案の閣議決定と年明けに予定されている国会での成立見通しのもと、「GIGAスクール構想」の関連施策が急ピッチで進行中です。

政府関係者はもちろん、皆さんの住む自治体の教育委員会や情報施策を扱う自治体部局の関係者が、クリスマス前後に大わらわで対応をしています。あるいは、その担当者の方々さえ、前例のない事態に混乱困惑しています。

令和元年度補正予算関連は別にまとめて (<https://www.con3.com/rinlab/?p=3855>)います。GIGAスクール構想関連情報はこちら (<https://www.con3.com/rinlab/?p=4013>)に。

今回は、文部科学省が当初用意した「GIGAスクール構想」の2つのWebページのうち、「GIGAスクール構想の実現」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00127.html)（削除済み）の方に掲載されている情報を少しずつ読み解いていこうと思います。

（情報がもう一つのWebページ「GIGAスクール構想の実現について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)）の方にまとめられたようです。）

「GIGAスクール構想の実現」

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。
- このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。

事業概要

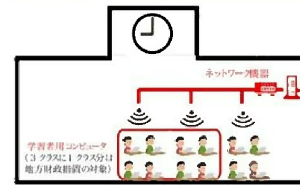
- (1) 校内通信ネットワークの整備
 - 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備
 - 加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備
- (2) 児童生徒1人1台端末の整備
 - 国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備

事業スキーム

- (1) 公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請
私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2
国立 補助対象：国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構
補助割合：定額
- (2) 公立 交付先：民間団体(執行団体)
補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：定額(4.5万円)
※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付
私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2(上限4.5万円)
国立 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額(4.5万円)

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ✓ 効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- ✓ 高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画
- ✓ 現行の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)に基づく地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画



※ 支援メニュー (①校内LAN整備+端末整備、②端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

1

「GIGAスクール構想の実現」(1枚目)

全体概要をまとめたのが「GIGAスクール構想の実現」(https://www.mext.go.jp/content/20191219-mxt_jogai02-000003329_001.pdf)スライドです。

このスライドからは、構想関連の事業に「2,318億円」が補正予算で確保されたこと。どんな事業があるのかということ。補助の範囲や割合、この補助措置を受けるための条件(要件)がまとめられています。

ちなみに念頭に置いていただきたいことがあります。

GIGAスクール構想は文部科学省から発せられているので、文部科学省だけがやっていることだと受け止められがちです。しかし、実際には、総務省や経済産業省との連携にもとづいて行なわれることを理解する必要があります。何より重要なことは、全体予算を統括する財務省もOKを出した内容がこうして公表されていることです。

また、そもそも事業予算とは、各自治体に自動的に配られる「配当金」ではなく、自治体が能動的に申請して初めて付与される「申請枠」の捉え方に近いものです。担当の方々がしっかり対応しないと措置されません。

さて、あらためて上記スライドのGIGAスクール構想(文部科学省分)を見ると、構想には2つの事業が含まれていることが分かります。

- (1)「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業
- (2)「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業

以上2つです。

「ネットワーク整備」と「端末整備」の2つの事業は、組み合わせが求められていますが、基本は別物です。また、高等学校について、ネットワーク整備では対象となっていますが、端末整備では対象外になっている点は注意が必要です。

(1)ネットワーク整備

ネットワーク整備事業は、施設整備として考えるようですので、施設の一部として捉える「電源キャビネット」の整備もこちらの事業枠に加えられています(ただし(2)との兼ね合いもあって高等学校は対象外です)。

スライドにはありませんが、今回のネットワーク整備で求められているレベルは、校内ネットワークのLANケーブルは10Gbps対応であること、ネットワーク機器は1Gbps対応であることが望ましいとされています。

これは学校の教育学習活動に快適なネットワーク利用環境を提供するためであると同時に、今後、学校を会場として実施するコンピュータを利用した試験などに対応したり、災害等の緊急時に避難場所として利用される学校での通信手段提供インフラとしても必要とされるからです。

すでにネットワーク整備をして間もないとしても、全国水準を満たしていなければ、帯域強化をしなければなりません。単純な部品交換などは今回の整備事業対象外のため、帯域拡張等する際は1人1台環境にするための拡張工事とする必要があることに注意が必要です。

しかも、校内ネットワークが強化されれば、当然、学校外とのネットワーク接続も高速化しなければ、快適なネットワーク利用は叶いません。別に実証実験が始められる予定である学術ネットワークSINETへの接続は、こうした部分に取り組むものですが、すべての学校が実証実験に参加できるわけではありません。学校外との接続部分に関しては自治体負担で高速にする必要があります。

今回の補助はあくまでも「学校の校内ネットワークにおける工事を伴う整備」が対象です(そのため教育センター関係のネットワーク整備も補助対象外です。教育センターが通信のボトルネックになることもあるので改修の要不要を確認する必要があります)。

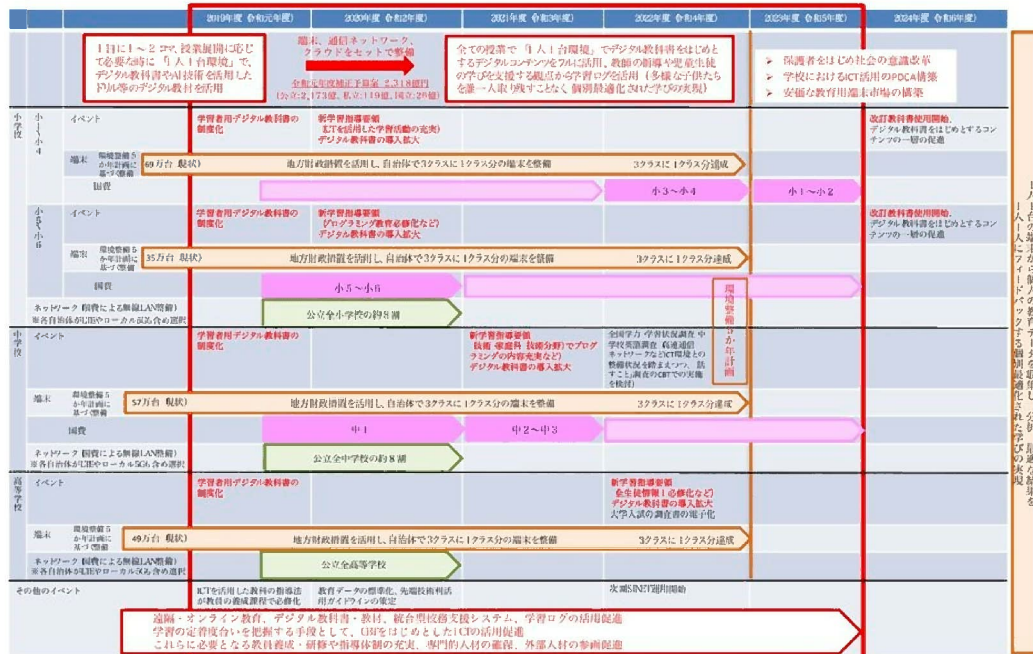
なお、校内LAN整備工事と一体とすれば、無線LANアクセスポイント整備は補助対象である

ため、これは多くの自治体にとって関心が高いかも知れません。

GIGAスクール構想の実現 ロードマップ

～令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を整備し、全ての子ども一人一人に最もふさわしい教育を～

※(Global and Innovation Gateway for All)



3

「GIGAスクール構想の実現」(3枚目)

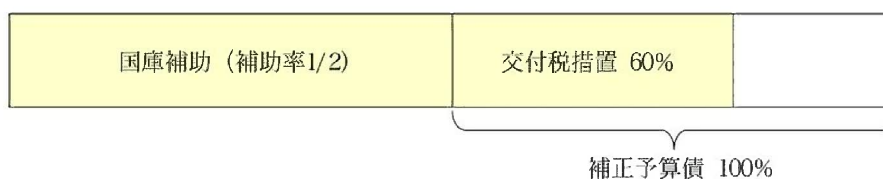
スライド(3枚目)のロードマップを見ると重大なことが分かります。

ネットワーク整備事業は「令和元年度補正予算限り」(または令和2年度への繰り越しのみ)となっていることです。

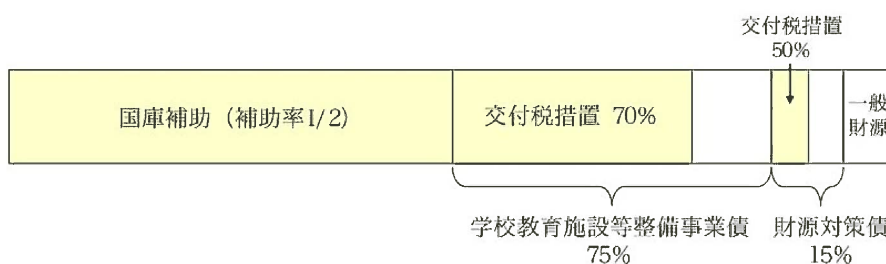
ごちゃごちゃ書かれた囲み枠が分かりにくくしていますが、赤い矢印が令和2年度に収まっていることに注目してください。これは今回の予算措置を逃すことは許されない、最終列車であることを表わしているともいえます。

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る
地方財政措置（イメージ）

(1) 令和元年度補正予算の場合



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合



2

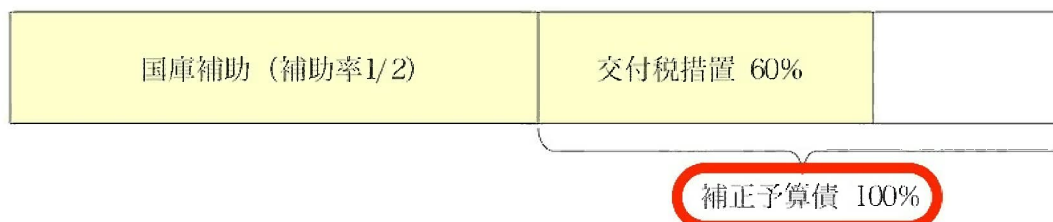
「GIGAスクール構想の実現」(2枚目)

スライド(2枚目)を見ていただくと、今回の補助に関する措置イメージが描かれています。

素人なりにこの図を読み解くとこんな感じです。

「(1)令和元年度補正予算の場合」と「(2)文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合」と2つの場合があります。これは要望を出したタイミングや扱われ方によって変わるものです。

たとえば「令和元年度補正予算の場合」はこんな感じ。



大事なのは「補正予算債 100%」の方

私たちは、黄色の部分が補助対象で、白い部分(1/2の内の40% = 20%)は自治体を用意して負担しなければならないのか?と思いがちです。

ここでは「補正予算債」という形で100%付与されることの方を注目すべきで、つまり、ローンを組む(起債する)ことで、その年度に自治体で用意すべき負担額が「ゼロ」になるということが重要です。

もちろん白い部分は、自治体がローン返済(償還)する必要がありますが、今回のように自治体負担(頭金)なしに起債して事業に取り組めるのは滅多にないチャンスです。

〈補足〉

以下の記述が総務省文書「令和元年度補正予算(第1号)に伴う対応等(https://www.soumu.go.jp/main_content/000659467.pdf)」にありますが、GIGAスクール構想の場合、100%の地方債充当と内60%の後年度元利償還金が認められ、内残り40%(つまり全体の20%)の償還金は自治体負担となります。

(3) 追加の財政需要

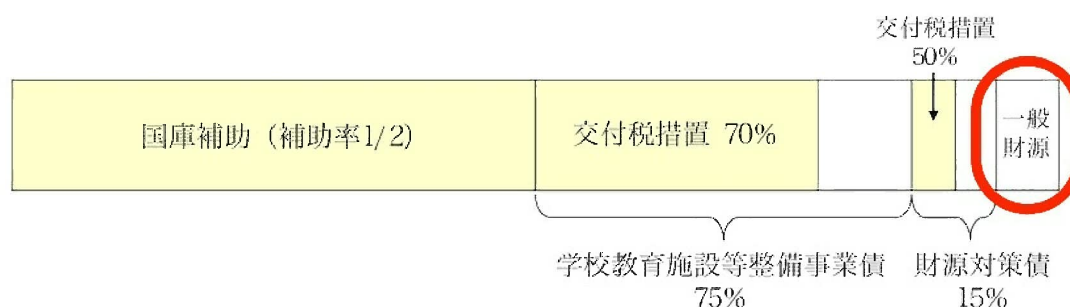
今回の補正予算により令和元年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置することとしている。

(中略)

③「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債
「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

つまり、この年末に大至急で計画を整え、細かいところはあとから頑張ろうと割り切って要望を申請すれば、令和元年度補正予算として扱われて自治体にとってまずは負担が生じないことになります。

一方、令和2年度事業として扱おうとなった場合...



一般財源として負担する部分が生ずる!

令和元年度補正予算から外れるので起債できる割合が100%でなくなります。そのため、令和2年度から始めるとあらかじめ自治体負担をする必要がでてきます。それが「一般財源」と書いてある部分です。

それでも、文部科学省の関係者の方々の尽力と各省庁関係者の理解で、1/2の内90%(75%+15%)までは起債が認められたので、残り1/2の内10%(つまり全体の5%)の一般財源負担でよいレベルとなっています。

また、後年度以降の償還金(交付税措置)の比率は、令和元年度と令和2年度とで変わらず60%(75% $\times$ 0.7+15% $\times$ 0.5)が国から措置されます。

これを関係者の人々が「破格の対応だ!」と評するのは、これほどの予算優遇措置は減多になり、今後期待できないレベルだからです。

〈補足〉

「補助」と「補助裏」という言葉があります。「補助」部分である国庫補助部分に対して、「補助裏」部分は差し引いて残った部分のことです。そして補助裏では自治体によるローン(起債)が組まれます。今回「〇〇債」とあるのがそれです。そのうち「交付税措置」とされている黄色部分はローン返済(償還)に国から償還金が付与されますが、白い部分は自治体自身が後年度以降に予算計上して償還しなくてはなりません。

「結局、ローン組むんじゃ、なんのメリットもないんじゃないの?」というのが一般的な考え方ですが、財務の世界では逆にローンを組む(起債する)のが許されることに大きな意味があります。今回のように起債の割合(充当率)が100%で認められることは、資金ゼロで物事が始められることであり、自治体にとって大きな意味があるのです。この起債充当率で財務省がOKしたのは、それほど政府や様々な方面から必要性が強く働きかけられた結果です。というわけで、補助裏というと、残り半分を埋め合わせる他所からの予算措置があるものだと思いがちですが、そうではありません。そして、今回の補正予算で100%起債が認められたことのチャンスをぜひ活かすべきだということになります。

つまり、令和元年度補正予算事業で取り組みば「頭金ゼロ円」で、令和2年度事業で取り組みば「頭金は全体の5%」で、それ以降は「全額自己負担一括払い」を覚悟で...ということです。

財政の仕組みの面倒くささがありますが、このような仕組みの上で、関係者の人々は自治体の事情を勘案しながら取り組んでいます。

私たち国民は、このことを理解した上で、GIGAスクール構想が目指している理念に理解を示しつつ、一方で、これらの整備事業がGIGAスクール構想が目指す目的・目標に合致して適正に進められているのかを注視する必要があるということです。無責任な否定も、単なるお任せも、令和の時代には相応しくありませんから、この機会に次代の教育についてみんなで考えたいところです。

(2)端末整備

端末整備は、令和5年度までかけて、児童生徒1人1台の学習端末を配備する事業です。公立学校に関しては、対象となる児童生徒数に対して定額(4.5万円)の補助が出ることになっています。

令和2年度は小学5,6年生と中学1年生が対象

令和3年度は中学2,3年生が対象

令和4年度は小学3,4年生が対象

令和5年度は小学1,2年生が対象

以上の対象学年の児童生徒数(その2/3)が補助金額の算定基準となります。

児童生徒1人ひとりが1台以上の学習端末を利用できる環境を整備するのは、デジタル端末の利用シーンのほとんどが、従来は学校外の個人的・商業的文脈での消費的利用に奪われたままであるのを、今後は学校を中心とした協働的・教育学習的文脈での創造的利用に振って取り戻すためです。

教育の情報化がこれまで進展せず、デジタル端末の利用シーンを学校の中に生み出せていなかったツケは大きいので、向こう側に振り切れた針をこちら側に引き戻すのは大変ですが、少しずつ針を動かしていかなければなりません。

さて、今回の端末整備事業とは別に、もともと「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1402835.htm)」が走っています。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室 **1台**、特別教室用として **6台**
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^{（※）}、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1台
環境で学習できる環
境の実現



「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」

GIGAスクール構想の端末整備事業予算(2/3)と5か年計画の端末整備事業予算(1/3)は、当然重複しないように設計されたため、児童生徒全員分(3/3)を整備するには、この2つを組み合わせる必要があればなりません。

少なくともGIGAスクール構想の端末整備事業は、5か年計画の端末整備事業を「措置要件」としていますので、5か年計画で整備済みか、今回の機会に同時整備を計画することが条件となっています。

GIGAスクール構想の実現 標準仕様書について

クラウドを中心としたICT環境を導入するにあたり必要となる、校内LAN及び学習者用コンピュータの調達について、地方自治体が簡単に調達できるよう、仕様書作成の参考となるモデル例を提示。



▲ クラウドを中心としたICT環境導入・活用プロセス

総務省「教育ICTガイドブックVer.1」より

学習者用コンピュータの標準仕様書

「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の考えに基づき、学習者用端末のモデル仕様をMicrosoft Windows, Google Chrome OS, iPadOSそれぞれについて提示。

学習者用コンピュータ標準仕様書には以下を含む

- 学習者用コンピュータ標準仕様書例
- 端末の選定に必要な要素について
 - ー 学習用ツールの検討
- LTE通信でのネットワーク整備について



※本来、調達は学校の活用方法に応じて自治体ごとに柔軟に行われるべきものとの前提で、簡便な調達に向けたモデル例を示す

校内LAN整備の標準仕様書

「GIGAスクール構想」に基づく、校内LAN整備のモデル仕様を提示。併せて校内LANの他にクラウドサービスを利用するために必要な環境の構築業務等を含む。

校内LAN標準仕様書には以下を含む

- 校内LAN整備標準仕様書例
- 調達仕様作成にあたって必要な要素について
 - ー 用語の説明
 - ー 必要機器の数量・スペックの算定方法など
- その他の標準仕様書
 - ー クラウド環境等構築業務標準仕様書例
 - ー 充電保管庫標準仕様書例

標準仕様書について「概要資料」

さて、整備される端末はどうなるだろうということです。

文部科学省からは「標準仕様書」なるものが公表されました。「学習者用コンピュータ」と「校内LAN」に関して標準仕様が記載されています。

文部科学省によると「ネーミングを失敗しちゃったかな」という感じらしく、あちこちでこれは「モデル例」であることが併記されています。つまり、この通りでなくてよいということです。

今回のGIGAスクール構想は、当然、全国の自治体に対して発せられていますが、実際には自治体によって整備状況がバラバラで、すでにネットワークも端末整備も済ませちゃったところもあれば、まだすべてこれからですという自治体もあり、その規模感もまるで違います。

また、自治体によって、統一的な端末(OS)導入をしているところもあれば、小学校と中学校で導入端末(OS)が異なっているところもあるわけです。

ところが、一番最初に示したスライド「GIGAスクール構想の実現」(1枚目)の措置要件には「効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画」と書かれていて、導入済み端末がバラバラな状況で、その取りまとめをどうするのか、大規模調達のメリットは出させるのかと疑問が噴出して、関係者はとても悩まれています。

同スライドで注目すべきは事業スキーム部分の「交付先：民間団体(執行団体)」という記載で

す。

これは学校や設置者である自治体に交付されるのではなく、取りまとめをしてくれる企業などに対して交付されることを意味しています。その企業や団体が様々な種類の端末(OS)を上手に取りまとめてサポートしてくれればよいのですが、現実的にそれができる企業はあるのか、各都道府県に対応してもらえるのか、それもいろいろ悩ましいところです。

ちなみに、今回のGIGAスクール構想は、「クラウド活用推進」がベースとなっているので、ネットワーク整備で快適な通信環境を構築し、クラウドサービスをストレスなく利用できるようにするかわりに、端末自体が装備する機能やソフトウェアなどを少なくすることが意図されています。4.5万円の金額も、そのような軽量クラウド端末を想定したものです。

クラウドサービスのアカウントを1人1つ整備することで、異なる端末(OS)を超えた活用に繋げることはできますが、そうした利用のためにもスキルを育んでいく学習環境の整備が必要になるでしょう。

—

セキュリティポリシー

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月版)

(https://www.mext.go.jp/content/20191223-mxt_jogai02-000003329_006.pdf)」も公開されました。

ガイドライン改訂の方向性について

■ 改訂の経緯・課題と方向性

- ▲ 現行のガイドラインは、教職員の情報セキュリティに関する意識を向上させた一方で、ガイドラインに記載された具体的な対策例を一言一句遵守することが目的化してしまったため、急速な技術進展、中でもクラウドサービスの活用に対応できず、教育情報の活用が硬直性が生じるという弊害が各地で生じている。



◆ ガイドラインの位置付け・構成の見直し

- ▲ 現行ガイドラインの大部分が、オンプレミスによる環境構築を想定した内容であり、クラウドサービスの利用を前提とした記載がなく、教育現場におけるクラウドサービスの利用に関する方向性が不明確であった。



- ◆ クラウド・バイ・デフォルトの原則を本文に追記
- ◆ クラウドサービスの利用に関する例文等を参考資料に追加

- ▲ クラウドサービスの利用の際の、クラウドサービス提供事業者における情報の取扱いが必ずしも明らかではない。
(同意のない目的外利用や第三者提供等が行われないか 等)



- クラウドサービス提供事業者が留意すべきプライバシーに関する事項を追加

3

ガイドラインの改定について「概要資料」(3枚目)

従前のものが「一元管理」を指向した内容だったものを「クラウド・バイ・デフォルトの原則」にもとづいて見直したとされています。

つまり、このセキュリティポリシーガイドラインが、教育学習のための柔軟なネットワーク利用を可能とする環境の整備を妨げてきてしまったという反省にもとづいた改訂です。

自治体におけるセキュリティポリシー作成の際、このガイドラインをコピーしたものもいくつか見受けられたということもあってか、中身の構成を見直し、守るべき内容を記載したとのこと。そして、守る方法については有識者を招いた上で十分検討吟味し、分からなければ文部科学省に問い合わせることを推奨しているようです。

—

教育の情報化に関する手続き

「教育の情報化に関する手続き(令和元年12月)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)」も公表されました。

教育の情報化に関する手引（令和元年12月）の概要

作成趣旨

新学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」を作成。

- ✓ 新学習指導要領のほか、現時点の国の政策方針・提言、通知、各調査研究の成果、各種手引、指導資料等に基づき作成
- ✓ 現行の手引の内容を全面的に改訂・充実するとともに、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加
- ✓ 各学校段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例を掲載

※本手引は新学習指導要領の策定時期を考慮し、令和元年12月時点で公表するものだが、今後、関係関係等との協議状況が明らかになったり、それに基づいて関係関係のホームページの更新などが行われる予定である。また、これらを含め、関係関係は令和元年年度を目途に改めて公表する予定である。

第1章 社会的背景の変化と教育の情報化

第2章 情報活用能力の育成

- これまでの情報活用能力の育成
- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力
- 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
- 学校における情報モラル教育

第3章 プログラム教育の推進

- プログラム教育の必要性及びその充実
- 小学校段階におけるプログラム教育

第4章 教科等の指導におけるICTの活用

- 教科等の指導におけるICT活用の意義とその必要性
- ICTを効果的に活用した学習場面の分類と留意事項等
- 各教科等におけるICTを活用した教育の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用

第5章 校務の情報化の推進

- 校務の情報化の目的
- 統合型校務支援システムの導入
- 校務の情報化の進め方
- 特別支援教育における校務の情報化

第6章 教師に求められるICT活用指導力等の向上

- 教師に求められるICT活用指導力等
- 教師の研修
- 教師の養成・採用等

第7章 学校におけるICT環境整備

- ICT環境整備の在り方
- デジタル教科書やデジタル教材等
- 遠隔教育の推進
- 先端技術の導入
- ICT活用における健康面への配慮
- 教育情報セキュリティ

特別支援教育における教育の情報化 ※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

第8章 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

- 教育委員会及び学校の管理職の役割
- ICT支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

教育の情報化に関する手引(令和元年12月)概要

合わせて360ページものボリュームとなり、これ一つで教育の情報化に関する取り組みの参考情報となるよう作られました。

正直言えば、専任の編集者を置いてスリム化して欲しかったと思いますが、これは利便性というよりも「手引きに書いてある」記述性を重視したものであるので、ここからさらにブレイクダウンした参考図書や解説の執筆や講演が関係者によってなされることになります。

なお、現在公開されているバージョンは、イラストなどの図版がまだ少ないため、年度内に図版の追加や情報更新した「追補版」が予定されているそうです。

GIGAスクール構想の実現パッケージ

すでに実現パッケージの中身には触れてきましたが、2番目に掲げられているのにまだ触れていなかった「GIGAスクール構想の実現パッケージ」(https://www.mext.go.jp/content/20191223-mxt_jogai02-000003329_002.pdf)というスライドを見てみましょう。

GIGAスクール構想の実現パッケージ ～令和の時代のスタンダードな学校へ～

令和元年12月19日

1. 環境整備の標準仕様例示と調達改革

- 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の考え方に基づく、**学習者用端末の標準仕様**を例示
- 「GIGAスクール構想」に基づく、高速回線に向けた**校内LAN整備の標準仕様**を例示
- 容易に大規模な調達が行えるよう、標準仕様書を基に**都道府県レベルでの共同調達**を推進

➤ 学校ICT環境の整備調達をより容易に

3. 学校ICT利活用ノウハウ集公表

教師や学校、教育委員会等が、情報教育やICTを活用した指導、ICT環境整備等を行う際に参考となる様々な情報をまとめた「**教育の情報化に関する手引**」を公表。特に「第4章 教科等の指導におけるICTの活用」においては、ICTを効果的に活用した学習場面の10の分類例を示すとともに、

- 小学校、中学校、高等学校については各学校段階における各教科等ごとに
- 特別支援教育については学習上の困難・障害種別ごとに**ICTを活用した効果的な学習活動の例**を提示。

➤ 全ての教職員がすぐに使えるように

2. クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表

各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とする、『**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**』（平成29年策定）を、**クラウド・バイ・デフォルト**の原則を踏まえて改訂

- 整備の硬直化を避けるための位置づけや構成の見直し
- クラウド・バイ・デフォルトの原則追記
- クラウドサービス事業者が留意すべき事項の追加

➤ クラウド活用により使いやすい環境へ

4. 関係省庁の施策との連携

- 総務省：教育現場の課題解決に向けた**ローカル5Gの活用モデル構築**
- 経済産業省：**EdTech導入実証事業、学びと社会の連携促進事業**

➤ **ローカル5Gや教育コンテンツも活用して未来の学びを実現**

5. 民間企業等からの支援協力募集

将来のICT社会を創造し、生きていく子供達に向けた社会貢献として、**民間企業等から学校ICT導入・利活用に対するあらゆる協力を募る。**

- 校内LANなど通信環境の無償提供
- 新品、中古問わず十分なスペックの端末の学習者への提供
- ICT支援員として学校の利活用の人的サポート等

公表し、文部科学省から教育委員会へ随時繋いでいく

➤ **民間等の外部支援により導入・利活用加速**

「GIGAスクール構想の実現パッケージ」(1枚目)

今回は、1.と2.と3.について触れてきました。

この他にも同スライドには、4.関係省庁の施策との連携について、経済産業省や総務省の取り組みが紹介されています。5.民間企業等からの支援協力募集については、今後様々な情報が出てくるのだと思います。

＝

2019年12月23日に文部科学省で「学校の情報環境整備に関する説明会」が開催され、各都道府県・政令指定都市の教育委員会と各自治体の情報政策の関係者が出席し、GIGAスクール構想について説明がなされました。

すでにそれ以前から、つまり補正予算案件が決定しそうな前後から、各自治体には連絡が送られ続けて、次から次へと新しい情報や見直された情報が届いていたようです。そして、年明けに補正予算が成立するのを見計らう形で、年末年始に全国の自治体の要望確認をしているところのようです。

関係者の皆さんは、いまでもずっと詳細を詰めるために検討作業や調整作業を続けています。ここでご紹介した情報も、細かいところは現在進行で見直される可能性もあります。

確かに、大きな金額が動く国家事業であり、そこに幾らでも怪しさが紛れ込む余地があるかも知れません。しかし、私たちが前向きな関心を抱き続けることで、指摘され得る懸念に対応する改善力が与えられますし、適度な緊張関係のもとで様々な手続きも適切に行なわれるようになるはずです。そのような関心の持ち方をしたいところです。

今回のGIGAスクール構想にあたって、担当課長さんは次のようなことを強調しておられます。

「何をするのかはあくまで手段 何のためにするのか(目的)が極めて重要！」

その目的は、文部科学大臣のメッセージ (https://www.mext.go.jp/content/20191219-mxt_syoto01_000003278_01.pdf)をはじめ、各所で各様に述べられてきているものです。それらをいつでも気にしつつ、同時に私たちは「初めの問い」に戻る姿勢も合わせて持ち続けたいと思います。

共有:

Facebook (<https://www.con3.com/rinlab/?p=3920&share=facebook&nb=1>)

Twitter (<https://www.con3.com/rinlab/?p=3920&share=twitter&nb=1>)

Pocket (<https://www.con3.com/rinlab/?p=3920&share=pocket&nb=1>)

(<https://www.con3.com/rinlab/?tag=giga%e3%82%b9%e3%82%af%e3%83%bc%e3%83%ab%e6%a7%8b%e6%83%b3>)

(<https://www.con3.com/rinlab/?tag=%ef%bc%91%e4%ba%ba%ef%bc%91%e5%8f%b0>)

令和元年度補正予算関連 (<https://www.con3.com/rinlab/?p=3855>)

GIGAスクール構想関連情報 (<https://www.con3.com/rinlab/?p=4013>)